

発達障害 のある人が

よりよい 就労 を 続ける ために

－障害者職業総合センターにおける
発達障害研究の歩み－

2012年3月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

発達障害 のある人が

よりよい **就労** を **続ける** ために

……**障害者職業総合センター**における
発達障害研究の歩み……

2012年3月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

まえがき

障害者職業総合センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、わが国における職業リハビリテーション・サービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査・研究をはじめとして、さまざまな業務に取り組んでいます。

この報告書は、当センターの研究部門が平成 23 年までに実施した一連の発達障害関連研究を総括してとりまとめたものです。ここでは、この間の研究成果の到達点を示すとともに、発達障害研究の現状と課題を俯瞰しました。

発達障害研究を進めるに際しては、いろいろな方から多大なご協力を賜りました。特に、調査にご協力くださった関係機関のみなさま、並びにヒアリング調査にご協力いただきました当事者のみなさま、専門家みなさまに、深く感謝申し上げます。

この報告書が多くの関係者の方々に活用され、わが国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2012年3月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

研究主幹 上村 俊一

執筆担当

望月 葉子 障害者職業総合センター 主任研究員

謝 辞

これまで、多くの方々のご協力をいただき、調査研究を実施することができました。

障害者職業総合センターの研究の推進に際し、向後礼子氏（現 近畿大学／当時 障害者職業総合センター研究員）には、数多くの研究で共同研究者としてともに研究課題に取り組んでいただきました。

みなさまに心からの御礼を申し上げます。

付 記

本報告書は以下の調査研究（調査研究報告書等）に基づいて作成されています。この報告書のために引用もしくは参照し、加筆修正を行うとともに新たに執筆を行いました。

関係の調査研究は執筆者が担当して行ったものです（共同研究を含む）。

それぞれの調査研究報告書の執筆担当者名と分担執筆の状況は当該報告書の記載をご参照ください。

「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究	（平成7年度～平成8年度）
「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その1） — 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 —	（平成9年度～平成11年度）
知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究 — 通常教育に在籍した事例をめぐる検討 —	（平成11年度～平成13年度）
知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究	（平成11年度～平成13年度）
「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その2） — 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —	（平成12年度～平成15年度）
軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究	（平成15年度～平成17年度）
軽度発達障害者のための就労支援プログラムに関する研究 — ワーク・チャレンジ・プログラム（試案）の開発 —	（平成18年度～平成19年度）
発達障害者の就労支援の課題に関する研究	（平成18年度～平成20年度）
高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた 障害認定のあり方に関する基礎的研究	（平成21年度～平成22年度）
発達障害者の企業における就労・定着支援の課題に関する基礎的研究	（平成21年度～平成22年度）

目 次

序	1
第1章 発達障害に関する社会的基盤整備の現状と課題	
はじめに	11
1. 発達障害支援法の施行をめぐって	
2. 発達障害者支援施策（厚生労働省）の概要（平成22年度）	
第1節 診断から支援へ ……現状と課題……	14
1. 診断名の多様さの背景	
2. 診断をめぐる課題	
3. 発達障害に対する理解	
第2節 教育・福祉における雇用前支援の現状と課題	
……円滑な移行の実現のために……	27
1. 学校から職業への移行における支援の選択肢	
2. 調査結果からみた就職・職場定着に対するニーズ	
第3節 雇用支援の現状と課題	33
1. 障害者雇用率制度における障害者の範囲について	
2. 発達障害と障害者手帳について	
3. 発達障害者の支援利用の現状と課題	
第4節 まとめ	45
文 献	
第2章 職業への移行の現状からみた就労支援の課題	
はじめに	51
第1節 職業リハビリテーション・サービスの利用者と対象者	51
1. 成人期における「学習障害」者像を理解するために	
2. 成人期における「広汎性発達障害」者像を理解するために	
3. 職業リハビリテーションの対象者の範囲と利用者の現状	
第2節 職業への移行の課題	62
1. 移行類型により移行支援の課題を分析する枠組	
…… 進路希望と利用可能な支援との間で ……	
2. 高校卒業後の移行経路の分析から	
3. 移行支援の課題	

第3節 移行支援を利用するうえでの課題	74
1. 自己（障害）理解の深化	
2. 移行のタイミングからみた支援体制整備の課題	
3. 適応・定着のための支援からみた移行支援体制整備の課題	
第4節 移行支援の現状と課題	89
1. 移行の適時をどのように考えるか	
2. 移行支援における支援体制整備の試み	
文 献	
第3章 企業の受け入れの現状からみた職業準備の課題	
はじめに	104
1. 就労の実現のための視点	
2. 就労の継続のための視点	
3. 企業の受け入れ体制と職業準備の課題を検討する視点	
第1節 特性への対応と支援の課題の考え方	106
1. 職業準備のアプローチ	
2. 評価と訓練の考え方	
第2節 事例からみた支援の選択と就業継続の要因	121
1. 一般扱いの雇用における支援	
2. 障害者雇用における支援	
3. 支援に時間を要する事例の背景	
第3節 企業における配慮の現状と課題	144
1. 特例子会社における支援体制	
2. 一般企業が求める要件に応えるための職業準備の課題	
3. 一般企業における人材育成の現状	
文 献	
総 括	163
資 料	
発達障害に対する対応策の展開	
職業リハビリテーションにおける発達障害関連の支援	
F & T感情識別検査の概要	

序 職業リハビリテーションにおける発達障害研究の到達点

はじめに …… 1990 年代後半の状況……

障害者職業総合センターにおいて、現在の発達障害者支援法が定義する発達障害を対象とした調査研究を開始したのは 1995 年のことである。この研究は、1997 年に「「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究」としてとりまとめられた。

学習障害 (Learning Disabilities - LD) という用語は、「1963 年にカーク (Kirk, S.A.) が精神遅滞や自閉症と異なる軽度の発達障害に対する名称として提案して以来急速に普及した」(山口, 1995) とされる。1960 年代までは医学の問題として研究されてきたが、その後、教育の問題としてとり上げられるようになった経緯があり、職業リハビリテーション研究に対する要請は、学校教育終了後の問題への対応を想定してのことであった。しかし、彼らが「障害児教育の対象ではない」と考えられていたことの延長線上で、職業リハビリテーションの利用者でもないと考えられていた時代であった。

当時、「学習障害」については多様な定義 (診断や認定の考え方) があるといって過言ではなく、その範囲は「発達障害全体を含むほどに広い」(「医学的な学習障害の定義を大きく踏み越え、広汎性発達障害も ADHD (注意欠陥多動性障害: 筆者注) も含む」(杉山, 2007)) とする立場から「医学の定義に即して限定的に用いる」立場までの間で多岐にわたっていた。したがって、まずはその整理が必要となった。加えて、職業リハビリテーションの利用者がきわめて少なかった。しかしながら、研究計画の推進に大きな障壁となったのは「障害ではなく“LD”である」という見方であった。2012 年現在、学習障害は発達障害として障害者の範囲に位置づけられている障害であるが、現在でも「障害」に対する心理的な抵抗がないわけではない。

また、研究開始当初、1999 年 7 月までの文部省 (当時) の定義とは別に「学習障害は知的障害を伴わない障害である」という考え方があった。当事者の心の拠り所となっていた見解であるが、教育領域以外の関係者にもこうした理解が一般的であり、成人期における学習障害は、「知的障害を伴わない学習障害」(例えば、神山, 2005) の他に、「学習障害の診断を有したが発達とともに知的障害を伴うことになったケース」があるという、いわば予後に関する理解についても、共有されるまでに長い時間を要することになった。しかし、未だに、教育関係者の中には成人期に至って療育手帳の対象となるケースがあることを了解できない立場もある。通常学級に在籍していることで「障害ではない」という見方が成立していたことと関連が深い。

こうしたことから、障害者職業総合センターの研究では「学習障害」という記述を用いてきた。これは、成人期の状態像が定義と異なるケースについて、定義の範囲の曖昧さなのか、教育ではなく職業リハビリテーションという研究領域であるために知的障害を伴わないケースに出会うことが少ないのか、といった当時の状況があったことによる。その後、成人に至る過程でどのように状態像が変わるのか、青年期・成人期の状態像はどのようにとらえるべきか、という方向で実証研究を積んでいくことになったのだが、あわせて、社会的な枠組で職業リハビリテーションの支援を利用できない層が発生するメカ

ニズムに焦点をあてることになった。したがって、成人期においても医学の診断基準に合致する学習障害のみを対象としていたわけではない。

社会基盤の整備とともに ……発達障害者支援法等の施行後の状況……

発達障害をめぐる議論は、医学はもとより、教育・福祉・労働等の領域でも、「援護制度の運用」をめぐる議論として展開されてきた。発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行を契機とし、さらには時間経過とともに、社会の理解と基盤整備の状況も変わっていった。労働分野では、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正と精神障害者保健福祉手帳診断書様式の改訂により、精神障害者保健福祉手帳を所持する者について、障害者雇用の対象としての位置づけが明確になった。

しかし、直ちに当事者の障害の受容や適切な障害理解が変わるとは限らず、支援を選択する行動も変わるとは限らない。それでも、社会の理解と基盤整備の過渡期には多様であった当事者や家族の障害の理解は、支援の枠組の中で検討されていくことになる。発達障害の診断が精神障害者保健福祉手帳の申請とリンクすることは、とりもなおさず、「福祉法の施策対象」であることを意味する。こうした経過とともに、発達障害に対する支援の考え方が整理され、障害概念として成熟することが期待されている。

発達障害の特性理解は適切な支援に際して必須であり、療育手帳所持者であっても精神障害者保健福祉手帳所持者であっても、特性への個別対応が必要であることは言うまでもない。問題となるのは、適切に診断され、適切な教育的支援が行われ、職業への移行が円滑に行われるのか、また、必要な職場適応支援や生活支援が行われるのか、であろう。こうした問題に一定の目処が立てば、発達障害者支援法は当初の役割を終えることになるのだが、現在は未だその途上にある。

障害者職業総合センターにおける発達障害研究の到達点

職業リハビリテーション研究で発達障害をとりあげる際に、まず議論することになったのは、それまでの知的障害研究^{*}との連続性であった。社会における発達障害に対する関心の高まりとともに、知的障害は発達障害でないかのような見解があった。確かに、発達障害者支援法による行政的定義では知的障害を除外している。しかし、もともと知的障害は発達障害に位置づけられており、発達障害としての基本的な特徴は発達障害者支援法が定義する発達障害についても共通点を持つ。このため、知的障害との共通点と障害によって異なる点に着目して研究を進めることが必要となった。あわせて、知的障害に

* 障害者職業総合センター調査研究報告書 №.6 精神薄弱者の職業経歴に関する研究 ―通勤寮利用者の事例が示すこと―
(筆者注：障害名は当時) 1994.12

同 №.31 障害者の加齢に伴う職業能力の変化に関する実態調査報告書 ―特別研究3 障害者の加齢に伴う職業能力の変化と対策に関する実証的研究報告書第一分冊― 第5章 1998.12

同 №.33 知的障害者の職業経歴からみた職業生活設計支援のあり方に関する研究 ―養護学校卒業生を対象として― 1999.1

同 №.34 知的障害者の就労の実現と継続に関する課題 ―事業所・学校・保護者の意見の比較から― 1999.3

同 №.39 知的障害者の非言語的コミュニケーション・スキルに関する研究―F & T感情識別検査及び表情識別訓練プログラムの開発― 2000.9

同 №.42 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究 ―通常教育に在籍した事例をめぐる検討― 2001.4

同 №.50 知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究 2002.8

対する社会の理解が十分ではないことを改めて明らかにすることとなった。

当時、「知的障害は全般的に遅れを有している点で学習障害とは異なる」という表現で両障害を区別する傾向が一般的であった。しかし、企業で働く知的障害者の特性をみれば明白であるが、軽度知的障害には得意領域も不得意領域もあり、全般的な遅れの状態を呈しているわけではない。そして、この点では学習障害との違いが判別できない状況があった。これは、「『学習障害』学童の指導事例を読む限り、それは「軽度」精神遅滞への教育指導と類似しているのではないか」(清水, 1998) という指摘と対応するものであった。現在、職業リハビリテーション研究の対象障害を学習障害のみならず広汎性発達障害にも広げているが、発達障害が精神障害の中に位置づけられているという認識(文部科学省・厚生労働省事務次官(通知), 2005)により、新たに精神障害との違いに関心が集まるようになってきている。

研究は、こうした社会的基盤の整備状況を追跡する形で進められた。当事者の社会的な状況を個人の特性と社会の受け入れとの関係に注目すれば、障害理解も障害受容も、また、社会的資源の利用に関する理解も支援の選択も、さらには、企業への理解も社会の理解も変わってくるからである。そこで、この報告書では、社会基盤の整備状況を勘案しつつ、これまでの研究成果を俯瞰することを試みた。この報告書は3章で構成されている。第1章では発達障害に関する社会的基盤整備の現状と課題を、第2章では職業への移行の現状からみた就労支援の課題を、第3章では企業への受け入れの現状からみた職業準備の課題を、最後に総括として今後の課題を、それぞれとりまとめた。

なお、社会的基盤整備の進展にあわせて変わったこともあるが、未だ、変わらないこともある。変化は、まず、個人の選択行動に見いだされており、学卒時点では一般抜きの雇用を希望したとしても、精神障害者保健福祉手帳を取得して雇用支援を利用するための切り替えを早期に行う当事者が現れている。こうした選択行動は、挫折経験がもたらすダメージを回避する、もしくは抑えることで職業への円滑な移行を実現することに結びつく。その他、試行錯誤ながら支援ノウハウが蓄積されてきており、支援機関の利用可能性が高まり、企業における雇用事例も増えてきている。

一方で、特性とその理解に関する問題については、変化を見いだしがたい状況もある。例えば、行動調整に介入が必要となる障害特性を有するケースや二次障害を発現したケースでは、支援のための体制整備や時間を必要とする。臨機応変を要する事態に順応しがたいという行動特徴がある場合、訓練場面があれば容易に改善できるというケースばかりではないからである。その他、成人期における自己の特性理解(障害理解)にも支援を要する状況が続いている。成人としての自己像を確立した後で修正を余儀なくされることへの抵抗はきわめて大きいからである。いずれも、今後の検討課題となろう。

調査研究については、社会的基盤の整備にあわせてアンケート調査やヒアリングによる実態把握を行ってきた。その範囲は従来の職業リハビリテーション研究の関係機関はもとより、発達障害者支援センターや若者支援機関とその利用者に拡大している。ただし、一般企業における発達障害を対象とした実態把握については、事例検討の段階にとどまっている。

以下に各章の概要を示す。詳細な調査結果等については、関連の報告書を参照されたい。

【発達障害者支援法・障害者自立支援法まで】

発達障害に対する理解・啓発が推進される中、当事者や家族にとっては、「障害として受け入れるか」「発達障害と知的障害・精神障害との関係をどう理解するか」等の問題で混沌としていたといえる。

「障害」として受け入れるかについては、“障害ではない”“支援や配慮があれば、いつか障害ではなく個性になる”“配慮があれば（一般扱いで）できる”等々があげられていたが、本人（家族にとっては子）の成長とともに問題が軽減する場合もあれば深刻化する場合もあり、職業自立をめざす年齢段階においては、特性に応じた支援を選択する必要性の有無が明確化していくことになる。

「発達障害」と「知的障害」「精神障害」との関係については、当事者の年代や発達障害者支援の具体化の年次推移に即し、当事者や家族が受け入れ可能な理解の範囲もまた変化していくことになる。こうした理解のよりどころは、「発達障害は知的障害を伴わない障害である（知的障害は発達障害とは異なる障害である）」「発達障害の手帳がないために療育手帳を取得したが、知的障害とは異なる障害である」といった見解や「発達障害の二次的障害として精神的不安定やメンタルヘルス不全が起こる（発達障害は精神障害とは異なる障害である）」「発達障害の手帳がないために精神障害者保健福祉手帳を取得したが、精神障害とは異なる障害である」「療育手帳を希望したが取得できず、精神障害者保健福祉手帳を取得したが、精神障害とは異なる障害である」などであった。すなわち、受け入れ可能な「ラベル」と「ラベルに対応する支援」に対するニーズが背景にあったといえる。

発達障害の特性理解は適切な支援の円滑な推進に際して必須であるが、それは知的障害や精神障害とは異なるという主張であった。こうした主張においては、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者に対する支援に際し、いずれも多様な障害特性への個別の対応を必要としているといった前提は看過されていたとみることができる。

【発達障害者支援法と障害者自立支援法の施行】

発達障害の領域に含まれる知的障害や脳性まひ（肢体不自由）などについては、知的障害者福祉法もしくは身体障害者福祉法の対象として、あるいは両福祉法の対象として、すでに支援を利用するための制度が施行されていた。このため、発達障害者支援法（平成17年4月施行）が定義する「発達障害」は、これまでの法制度による施策では対象外とされている障害とされた。社会の理解・啓発に寄与するという点では明確な方向が示された一方で、「福祉法の施策対象外」という点に曖昧さが残された。

また、障害者自立支援法（平成18年4月施行）でいう「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者と定義された。加えて、発達障害や高次脳機能障害についても自立支援法の対象とすることが示された一方で、ここでも「福祉法の施策対象外」という点に曖昧さが残された。

さらには、こうした議論の中では、福祉法の施策が当該対象障害にとって十分であるかどうかについて

での議論がつくされていない点で問題が指摘されることとなった。

【障害者手帳に関する発達障害者支援法の含意】

発達障害者支援法並びに障害者自立支援法の施行時点では、「発達障害」のうち、福祉法の施策対象外となる「発達障害」が何であるのかについての言及はない。したがって、すべての「発達障害」が福祉法の施策対象外であるが、支援利用のために障害者手帳を取得できる人も存在するといった理解が成立することとなった。

ただし、平成 17 年の文部科学省・厚生労働省事務次官通知「発達障害者支援法の施行について（17 文科初第 16 号 厚生労働省発障第 0401008 号，2005.4.）」では、「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害である」とされており、これが平成 23 年 4 月から行われている精神障害者保健福祉手帳診断書の様式改訂（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（通知），2011）の布石となった。

【障害者の雇用の促進等に関する法律の改正と精神障害者保健福祉手帳診断書様式の改訂】

就労支援の立場からみると、支援のポイントは「障害特性の理解と適切な対応」もさることながら、こうした支援が成立し、効果的に推進されるうえで、「当事者の障害理解」が鍵となる点におかれる。ただし、選ばれなくては支援は成立しないが、選ばれるためには支援への信頼を欠くことができないという点は、まさに「鶏が先か、卵が先か」という因果のジレンマでもある。

就労のための専門支援（職業リハビリテーション・サービス）が選ばれるために、選ぶことを可能にする制度設計のひとつは、発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行とともに、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（平成 18 年 4 月施行）により、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を法定雇用率の算定対象とすることであった。

【関連する調査研究報告書】

- | | | |
|--------------|------|--|
| 調査研究報告書 №.38 | 2000 | 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その 1）
— 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 — |
| 調査研究報告書 №.42 | 2001 | 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究
— 通常教育に在籍した事例をめぐる検討 — |
| 調査研究報告書 №.56 | 2004 | 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その 2）
— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 — |
| 調査研究報告書 №.88 | 2009 | 発達障害者の就労支援の課題に関する研究 |
| 調査研究報告書 №.99 | 2011 | 高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における
支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究 |

【職業リハビリテーションの対象者と利用者】

成人期において職業への移行を検討する時点で、学校在学中の特性理解に修正が必要となる場合がある。高等学校や大学の卒業が「一般扱い」の就職という希望の実現とリンクしている訳ではないことは、なかなか理解しがたいことなのかもしれない。したがって、支援が必要であるにも拘わらず「職リハサービスを選択していない若者（MEET'H：Marginal in Employment, Education or Training with handicap）」が結果的に（もしくは意図して）「無業の若者」の中に自らを位置づける場合、若年層を対象とした雇用施策においては、本人からの申告もしくは開示のない場合、その背景に障害特性に相応した支援を想定することは一般的ではない。こうした支援は、本人の自己選択もしくは診断を仲介とした照会によって成立するものであり、自らの障害特性的な理解が前提となることは言うまでもない。

一般雇用施策と障害者雇用施策の間であって、いずれもが選択可能であったためにいずれも選択されがたかった「職リハサービスを選択していない若者」への対応については、特別支援教育の枠組みにおいて議論されているものの、関係機関における検討が始まったばかりである。「職リハサービスを選択していない若者」は、その進路志向があくまでも「一般扱い」の雇用関係であるとき、顕在化する移行の問題に直撃される存在であるという認識は、当事者や関係者に共有されているとは言い難い状況がある点に注意が必要である。

【職業への移行類型からの知見】

就労支援の立場からみると、支援のポイントは「障害特性の理解と適切な対応」もさることながら、こうした支援が成立し、効果的に推進されるうえで、「当事者の障害理解」が鍵となる点におかれる。

就労のための専門支援（職業リハビリテーション・サービス）が選ばれるために、選ぶことを可能にする制度設計のひとつは、学校卒業時における進路支援であるとともに、卒業後の職業選択において適切に支援機関を選択できる情報提供であった。学校以外の経験のない当事者にとっては、特性にあった職場に「送り出される」（学校は「送り出す」）ことが重要であり、何かの時に相談できる支援機関を「選択できる」（学校は「繋ぐ」）ことが切れ目のない支援となる。さらには、学校を卒業後に利用する「一般扱い」の支援機関から専門援助の支援機関に「紹介される」（支援機関が「連携する」）こともまた、発達障害のある若者が支援の仕組みから離れてしまわないために必要となる。

【障害理解の深化と支援体制構築の課題】

職業自立を支援するうえでは「障害受容」が重要であり、当事者の障害に対するバリアをフリーにしていく支援が必要となる。これは、障害特性に応じた「合理的」配慮を求めるうえでも重要となる。したがって、支援の鍵は「初職で継続できる支援」と「職業自立を支える学校内外の体制整備」となろう。

発達障害の特性理解は適切な支援に際して必須であり、療育手帳所持者であっても精神障害者保健福

社手帳所持者であっても、特性への個別の対応が必要であることは言うまでもないことである。問題となるのは、適切に診断され、適切な教育的支援が行われ、職業への移行が円滑に行われるのか、また、必要な職場適応支援や生活支援が行われるのか、であろう。

学校卒業後いわゆる「職リハサービスを選択していない」発達障害のある若者のために、職業リハビリテーションを選択肢として提案する役割を担う仕組みは、以下のような条件整備が必要である。

- 1) 一般扱いの求職活動に問題を抱える若者たちが、通常、利用するシステムであること
(障害者を専門的に対象としたシステムは、この場合適切ではない)
- 2) 客観的な職業適性評価ができるシステムであること
(自己評価のみの評価システムは、状況理解を混乱させるだけである)
- 3) 体験的に評価をフィードバックできるシステムであること
(模擬的活動場面で観察評価をすることが必要である)
- 4) 必要に応じ、長期にわたる相談活動が継続できるシステムであること
(この場合の目標は、自己理解の深化と職業生活設計の見直しにある。ただし、否定的な経験の積み重ねにより、臨床的なカウンセリングが必要になる場合がある)
- 5) 1)～4)により、適宜、職業リハビリテーションとの連携ができるシステムであること

【診断から就労支援へ：支援体制構築の試み】

成人期における診断それ自体にも、また、診断体制にも、発達障害固有の問題があり、支援体制の整備に課題が大きい。診断から支援へ、特に就労支援へと至る支援体制整備状況は、障害者手帳の理解や取得状況と関連しているとみることができる。精神科医療並びに医療リハビリテーションにおける支援体制整備は、診断する側からのアプローチとして重要である。

精神科医療における試みは、医学モデルと教育モデルのクロスする領域に拠り所があった。また、医療リハビリテーションにおける試みは、高次脳機能障害対象のリハビリテーションモデルにおける発達障害への対応可能性を見いだすアプローチであった。いずれも、学際的・実践的領域における成果であり、特性理解を踏まえた支援のあり方を示すものである。

発達障害者の就労支援においては、職業リハビリテーションと連携する教育・福祉・医療・デイケア等の支援体制の整備に課題が大きい。診断基準や診断体制の整備をも組み込んだ具体的・効果的な支援モデルの検討・普及が急がれている。

【関連する調査研究報告書】

- | | | |
|--------------|------|---|
| 調査研究報告書 №.19 | 1997 | 「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究 |
| 調査研究報告書 №.38 | 2000 | 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その1）
—— 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 —— |
| 調査研究報告書 №.50 | 2002 | 知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究 |
| 調査研究報告書 №.56 | 2004 | 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その2）
—— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —— |
| 調査研究報告書 №.71 | 2006 | 軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究 |
| 調査研究報告書 №.88 | 2009 | 発達障害者の就労支援の課題に関する研究 |

【特性への対応と支援の課題の考え方】

どのような配慮が必要なのかを検討する際には、発達障害の現れ方が極めて多様であること、また、仕事の種類や職場の環境によって大きく異なること、障害者手帳取得の有無によっても異なること等を踏まえておく必要がある。加えて、合理的かつ妥当な配慮が成立する条件に関する検討が必要となる。しかし、雇用関係の中で配慮の範囲や内容、配慮が成立する条件について、検討の蓄積が十分であるとは言い難い状況がある。

一方で、障害を開示せずに一般扱いの雇用関係に入る場合や障害に気づかずに職場不適応を発生させる、もしくはメンタルヘルス不全により休職に至るなどの場合もある。こうした問題を検討する上では、まずは、企業が採用に際して求める要件の検討を欠くことができない。

発達障害者の就労支援にあたっては、特定の作業における作業遂行力の向上だけでなく、円滑な職務遂行や対人関係を維持するために職場に存在するさまざまなルールに関しても、指導の対象とすることが求められている。「企業で働く・働き続ける」を実現するためには、企業の文化に適應することが必要となる。このため、職場のルールに関する知識を獲得し、行動化していくことが苦手であるなどの特性に配慮した学習や経験を計画的に準備することが急務である。

職場適應の問題を検討するにあたり、レベルを固定した作業であったとしても、作業量や継続時間によって、負担の調整が必要となる場合がある。作業量や作業速度、正確さの安定について、支援が必要となる場合や作業耐性の向上を促すなど、神経心理学検査を踏まえ、より職場に近い環境で評価を行うことは、学校生活以外の経験が少ない発達障害者にとって、支援目標の設定においても有効である。

就労支援を円滑にすすめるうえでは、支援者と利用者が具体的な支援目標を共有することが求められる。そのために、診断に基づく障害像の説明により、職業上の困難が明確になることが望ましい。また、適切なタイミングで求職登録を行うためには、利用者の障害理解や障害受容、家族の障害理解等の問題がある。

【事例研究からの知見】

入職までに22年を準備にあてた事例、16年に及ぶ離転職の繰り返しが行われた事例のみならず、40歳代の今もなお準備のための活動をしている事例などは、広汎性発達障害の特性による行動変容の難しさを示唆する。しかし、同時に、専門的な支援の整備を充実させることにより、また、問題を受け入れて支援を利用する選択により、課題解決の方法を習得して生活設計を具体化する方向が提案されることも重要であることが示されている。教育支援の在り方によっては、この期間が長くも、また、短くもなるからである。制度的な支援が十分整備されていなかった時代の親子の試行の成果についても、今後、在学中の支援の課題や卒業後の支援の課題を検討する際の知見となるだろう。これは、通常教育に在籍している障害のある生徒への対応のみならず、学校と学校外の障害者就労支援との連携の必要性を示唆

するものである。

しかし一方で、支援に時間を要する背景として、行動様式の変更には介入を伴うものであるが、障害特性からみて、現状から「変化すること」それ自体に順応しがたいという側面がある。支援の連続性という点では在学中の教育課程に、例えば社会活動の経験として、模擬的場面であれ現実場面であれ、就業体験的学習を位置づけるなどを検討する必要があるといえる。トライアル雇用やジョブコーチなど、企業と本人を支援する制度が親の意思決定を促し、雇用の実現を促す可能性はある。精神障害者保健福祉手帳によって実雇用率の算定対象とみなされるなど、社会的な基盤整備は進んできている。企業の理解の深化と障害者雇用における支援整備が進み、親の意思決定を支えるようになったときには、本人が就労支援を選択する可能性が高まる。

問題への対応の可能性は、支援の選択と密接に関連する。障害者手帳を取得して障害を開示するのか、障害者手帳を取得せずに障害を開示するのか、障害を開示しないのか、といった選択肢のどれを選択するのかについては、意志や希望、ニーズもあるが、何よりも問題の困難さで判断することになる。支援の選択は、企業の配慮の範囲や外部の社会資源の利用範囲を左右するものであり、外部の支援者の関わり方にも関連する。したがって、当事者がどのような特性を有しているか、また、その特性にどのような支援が必要であるのか、について検討が必要である。

【企業の受け入れ体制の現状と課題】

発達障害の特性からは、作業遂行やコミュニケーション、対人態度等への対応が就労支援や雇用管理の課題として重視されてきた。そして、雇用に至る過程や雇用後の適応・定着において、支援の困難さが指摘されてきた。しかし、コミュニケーションやビジネスマナー等を重視する企業にとって、コミュニケーションやビジネスマナー等に支援が必要であったとしても、発達障害を開示しない若者の特性について、合理的な配慮の範囲を問うことは無理が大きいと言わざるを得ない。

確かに、特例子会社では、障害に配慮した行動の理解と対応がなされていることが確認された。しかし、こうした対応に関して、障害が開示された場合に、一般企業において同様の対応を期待できるのか、また、可能であるのか、さらには、どのような人的・物理的環境の整備が期待できるのか、また、可能であるのか、などは今後の課題として残された。

発達障害のある者が一般企業で適応・定着するための要件は、① 企業において「できる仕事」に配置され、担当業務や作業工程が本人の特性を考慮されていること、② 個別・具体的な支援が行われること、③ 支援機関や特例子会社等から支援と助言を得ること、の3点に集約される。ただし、障害者手帳を取得していない者については、必ずしも障害者雇用における雇用管理や配慮の経験が活用されるとは限らない。当事者が障害に気づいていない場合だけでなく、気づいてはいても障害を受け入れていない等で障害開示をしない場合には、周囲の理解や配慮のための調整は成立し難い可能性が高い。

【関連する調査研究報告書】

- 調査研究報告書 №.38 2000 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その1）
— 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 —
- 調査研究報告書 №.39 2000 知的障害者の非言語的コミュニケーション・スキルに関する研究
— F & T感情識別検査及び表情識別訓練プログラムの開発 —
- 調査研究報告書 №.50 2002 知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究
- 調査研究報告書 №.56 2004 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その2）
— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —
- 調査研究報告書 №.83 2008 軽度発達障害者のための就労支援プログラムに関する研究
— ワーク・チャレンジ・プログラム（試案）の開発 —
- 調査研究報告書 №.88 2009 発達障害者の就労支援の課題に関する研究
- 調査研究報告書 №.99 2011 高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における
支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究
- 調査研究報告書 №.101 2011 発達障害者の企業における就労・定着支援の課題に関する基礎的研究

【関連するマニュアル等】

- 就労支援ハンドブック 「学習障害」を主訴とする青年のために 2004.3
- 就職支援ガイドブック —発達障害のあるあなたに— 2008.3
- 職業リハビリテーションのためのワーク・チャレンジ・プログラム（試案）—教材集— 2008.3
- 広汎性発達障害者の雇用支援のために 2009.3
— 事業主と自閉症・アスペルガー障害など広汎性発達障害のある者のための雇用支援ガイド —
- F & T感情識別検査及び表情識別訓練プログラム 2000.9
- トータルパッケージの活用のために 2007.3
- MWS の活用のために 2010.3
- MSFAS の活用のために 2010.3
-

【文献】

- 神山忠 2005 学習障害を持つ人の就労に関わる課題と対応 職リハネットワーク №.56 pp.22-26
- 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長（通知）2011 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の一部改訂について 障発 0113 第1号, 平成23年1月13日
- 文部科学省・厚生労働省事務次官（通知）2005 「発達障害支援法の施行について」 17 文科発第 16号・厚生労働省発障第 0401008 号
- 清水貞夫 1998 「軽度」精神遅滞の教育計画 田研出版.
- 杉山登志郎 2007 非言語性学習障害再考 学習障害概念の再検討をめぐって 教育と医学第 55 巻 12号 特集 1 非言語性学習障害を見直す pp.4-8
- 山口薫 1995 わが国における学習障害（LD）の概念 発達障害研究 第 17 巻第 3 号 特集 わが国における学習障害の概念 pp.161-172